

検討体制及びスケジュールについて（案）

1. ワーキンググループ（WG）の構成と検討内容

(1) 鳥獣保護事業WG

○座 長

三浦慎悟委員

○構 成

石原収委員、市田則孝委員、佐々木洋平委員

○検討内容

- ・ 鳥獣保護事業における国の役割など、関係主体の役割の明確化と連携の方向性
- ・ 鳥獣の区分及び区分毎の取扱いの方向性
- ・ 捕獲個体の取扱い及び鳥獣の流通の適正化
- ・ わな等の猟具の取扱いの適正化 等

(2) 特定計画WG

○座 長

石井信夫委員

○構 成

亀若誠委員、速水亨委員、三浦慎悟委員

○検討内容

- ・ 広域的な鳥獣保護管理の推進
- ・ 鳥獣保護管理における地域的な取組の充実強化
- ・ 順応的な鳥獣保護管理の推進
- ・ 適切な捕獲の推進 等

(3) 人材育成WG

○座 長

岡島成行委員

○構 成

亀若誠委員、佐々木洋平委員、三浦慎悟委員

○検討内容

- ・ 特定計画の策定や実施等、鳥獣保護管理に資する人材の確保
- ・ 鳥獣保護員の機能の充実・強化
- ・ 狩猟・捕獲従事者の確保と育成 等

*なお、各 WG には、外部の有識者、地方自治体（都道府県及び市町村）、自然保護団体等からも参画を得る予定。

2. ワーキンググループの運営方針について

(1) 会議の公開

ア. 会議の公開・非公開

ワーキンググループ会議（以下、会議という。）は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるいずれかの場合に該当する際には、座長は会議を非公開とすることができる。

- ①公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ②特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合
- ③特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合

イ. 公開する場合の必要な制限

座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

(2) 出席者

- ①代理出席は認めない。欠席した委員については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。
- ②専門的知見からの意見を求めるため、座長の指示により必要に応じて学識経験者等を会議に招聘することができるものとする。

(3) 資料及び議事要旨の公開

- ①事務局は会議の議事要旨を作成し、資料とともに公開するものとする。
- ②資料及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。
- ③議事要旨は、ワーキンググループに属する委員に配付するものとする。
- ④非公開とした会議であっても、座長が必要と認めたときは、資料及び議事要旨を公開するものとする。

基本指針の検討スケジュール（案）

日程	小委員会	各ワーキンググループ
5月31日	(諮問、小委員会の設置)	
	第1回小委員会	
8月上旬	○検討の進め方 ○基本方針における課題の整理	各WG (1~2回) 開催
	第2回小委員会	(WG 検討状況報告)
9月中旬	○基本指針の構成の検討	各WG (1~2回) 開催
	第3回小委員会	(WG 検討状況報告)
10月上旬	○基本指針素案の検討	
	第4回小委員会	
12月上旬	パブリックコメントの実施	
	第5回小委員会	
	○報告書のとりまとめ	
野生生物部会への報告、答申、基本指針の告示		

